

報告 2020年3月16日 国相手の大飯原発止めよう裁判 第33回法廷&報告・交流会

原告は、火山に関する主張を争点から外すこととし、「ばらつき」など他の論点で早期判決を求める

◆ 国が4月24日までに提出する「ばらつき」を考慮した主張への批判を準備しよう

次回第 34 回法廷：2020 年 5 月 12 日（火）15:00 大阪地裁 202 号法廷

次々回第 35 回法廷：7 月 7 日（火）15:00

3 月 16 日、国相手の大飯原発止めよう裁判の法廷が大阪地裁で開かれた。新型コロナウイルス感染防止のため傍聴席は間を 2 席ずつ開けた 34 席に制限され、傍聴は抽選になった。傍聴券配付場所の別館玄関前に、原告・支援者、関電が集まり、抽選の結果、原告・支援者は、抽選に外れた人もあったが 30 名弱が傍聴できた。



◆原告は、2つの書面を提出

○「火山に関する論点について」

原告は、3 月 9 日付けで書面「火山に関する論点について」を、3 月 11 日付けで準備書面 (35) を提出した。「火山に関する論点について」の書面で、「『地震規模のばらつき』を含む、火山以外の他の論点について裁判所の判断が速やかに示されることを求めて、火山に関する主張を論点から外すこととする」と説明した。

裁判長は、この書面の扱いについて、「調書には、原告らは火山に関する主張を争点から外すことにしたとの結論部分のみを記載することにする」と述べた。

○原告は、準備書面 (35) で台場浜トレンチ破砕帯問題と原告適格の問題で国に反論

続いて、原告弁護士は、準備書面 (35) の趣旨を陳述した。

原告はこれまで、台場浜トレンチ破砕帯が、耐震重要施設である非常用取水路の近傍（約 36 m）に位置する「ボーリング 13-2」地点（以下「No.13 孔」）まで連続しているのに、地質審査ガイド等に基づき要求される確認を、規制委が全く行っていないため設置許可基準規則違反だと主張してきた。これに対し国は 1 月の書面で、破砕部 a、破砕部 b が南方に延伸した場合に出現されると想定されるボーリング孔まで連続していないことをもって、それより南方に位置する「No.13 孔」への連続性は否定され、規制委員会の審査会合でも確認していると反論した。これに対し、専門家のピアレビュー会合で破砕部 b と「No.13 孔」の連続性が認められるのではないかと具体的に指摘されていること、さらに、国が証拠として出してきた審査会合資料では、この点について新たな調査も検討も全く行われていないことを新たに主張した。安全側に考えれば連続していると考えべきだ。

原告適格について、原告が主張する ICRP 勧告の年間 1 ミリシーベルトの基準に対し、国は、原発事故時には一定程度の被ばくは許容されているとし、ICRP の緊急時の被ばくは 20 ~100 ミリシーベルトだと主張した。しかし、避難者訴訟の判決で示されているように、年 20 ミリシーベルトは避難指示の基準であり、放射線の安全性を示す基準ではない等と反論した。

裁判長は、次回法廷の日時を 5 月 12 日（火）15 時と確認して、法廷を終了した。その後別室で進行協議が行われた。

◆報告会：7月か9月に結審、来年3月までに判決か

火山の問題を主張の争点から外すことについて原告弁護士からの説明を受け、議論

法廷後の報告会では、原告弁護士から、本日の進行協議及び火山の問題を主張の争点から外す決定をしたことについて、以下のような説明があった。

▼まず今後の裁判の進行について。4月3日までに原告は残っている主張点について準備書面を提出する。次回5月12日の次の法廷は7月7日（火）15時で、これが結審になるかも知れない。おそくとも9月には結審になる見込みで、年度内に判決が出る見込みだ。

▼続いて、火山の問題について。現行の原子炉設置変更許可は、大山生竹火山灰（DNP）の降灰層厚10cmを前提としているが、関電は降灰層厚22cmとする新たな設置変更許可申請を行った（昨年9月）。これに対する新しい許可が出るまでは、この裁判の判決は出ない見通しだ。その間に裁判官が交代する可能性もある。火山と「ばらつき」以外は論点が出尽くしている。「ばらつき」については、国から具体的な主張が出ていないため、裁判長は前回1月30日の進行協議で、国に対して4月24日までに「ばらつき」の考慮について書面の提出を求めた（具体的には、入倉・三宅式から導かれる地震モーメントに標準偏差を加えたものでも設置許可基準規則4条3項を満たしているかどうかについての主張立証を求めた）。この裁判ではじめて「ばらつき」に光が当たる可能性がある。そこで、「ばらつき」を含む、他の論点について裁判所の判断が速やかに示されることを求めて、火山に関する主張を論点から外すことにした。今回の進行協議で、裁判長は、証人調べ等はしないとの意向を示したが、これについては今後検討したい。火山については、新しい許可が出た段階で、それに対し取り消し訴訟を起こすこともできる。

続いて事務局から説明。火山灰層厚10cmは過小評価と国も認めているのに、原発は動いている。原告は、層厚10cmでの稼働は基準を満たしていないことをこれまで裁判で訴えてきた。しかし、関電が新しい申請を出した状況では、法的には、「10cm」についての判断を裁判所は出せないとの説明を弁護団から受けた。それでも火山を争点にする場合は、国の新しい許可が下りた後に、その内容を検討して批判等を行うことになり、裁判は長期化する。そのため、慎重に議論を重ね、争点として取り下げることになった。なお、新しい許可が出たらこの問題で別の裁判をするかどうかは、何も決めていない。

▼質疑に移り、参加者からの質問に弁護士が答えた。「火山を外すと今の裁判で勝つ可能性が高まるのか?」「同じ裁判官が担当した戦争法の訴訟等で、不当な判決が出たが大丈夫か?」「火山の取り下げについての書面に対する裁判長の扱いについて、どのように評価しているか」等の質問が出た。弁護士からは、「警戒はしている。4月24日に国に書面を出させるのは、国に主張する機会を与えている面もある。国の書面がどんなものになるのかが問題だ」。「裁判長が述べた調書の書き方は、原告の『裁判所の判断が速やかに示されることを求めて』という趣旨を無視した形なので、危惧はある。しかし記録としては残る」と答えた。

火山に関する主張を争点から外すこととし、「ばらつき」を含む他の論点で早期判決を求めていくことについて了解された。

「ばらつき」を考慮すれば、大飯3・4号の耐震性は保証されない

続いて「ばらつき」の考慮の意義について、裁判の会共同代表の小山さんから説明を受けた。小山さんは、地震規模と断層面積の平均値としての関係を示す入倉・三宅式の線と、その上下にばらついている観測データを表す丸印の付いたグラフで、ばらつきの程度を表す標準偏差の幅を示し、次のように説明した。入倉・三宅式で求めた平均値としての地震規模の値に1標準

偏差 = 1 σ (シグマ) を加え、それから基準地震動 (地震加速度) を出すと 1.34 倍に大きくなる。例えば大飯 3 号の原子炉容器と 1 次系配管をつなぐ重要設備である入口管台の「セーフエンド」は、現状で「裕度」が 1.31 倍 (出口管台では 1.0 倍) しかなく、基準地震動が 1.34 倍になれば安全の保障はない。このような大飯 3・4 号の設備の耐震性を詳しく調べて、4 月 24 日までに出される国の書面の批判の準備をしようと呼びかけた。また、他の原発でも安全審査で「ばらつき」は考慮されていないので、この問題を広めることは重要と述べた。

◆交流会：10 年目に入っても続く福島 of 深刻な放射能汚染

交流会では最初に、福島原発事故後 10 年目に入った福島について、浪江町からの避難者である菅野みずえさんから、お話しして頂いた。菅野さんは、自宅前の国道を汚染土を積んで (放射能マークを付けずに) 走るダンプ、汚染土を詰めて並ぶ黒い大きなフレコンバック、畑の汚染土をはがす作業をする重機の写真を映しながら、放射能汚染のひどい状況について語った。

帰還困難区域の土地は原野に戻ってしまった。除染作業で土地をはがして、そこが田んぼだと分かる状態だった。大地が放射能で汚染され、地面で暮らす蛇はいなくなってしまう。除染後でも足下の線量は高い。昨年 of 大雨は山々に降り注ぎ、フレコンバックだけでなく汚染土



自体を流出させ、それが川や海に注いだり、低地に堆積し線量が高い地点ができたりと、今も深刻な放射能汚染は続いている。福島第 1 原発は今も放射能を放出し続けており、それが雨で拡散している。また、聖火リレーで「復興」をアピールするのはおかしいと語り、聖火リレーコースの汚染実態をまとめたパンフを紹介した。

▼続いて、高浜原発で 3 度も繰り返した蒸気発生器細管損傷について紹介。関電は過去 2 回、混入した「異物」が原因と推定したが、「異物」を発見しないまま運転を再開させてきた。ところが今回の高浜 3 号では、定検に入った後、蒸気発生器から海への放水経路にストレーナというザルのようなものを置いたが「異物」は発見できなかった。これまでのように「異物」は海に流れ出てしまったとの言い訳はもはやできない。すべての「異物」を発見し、混入経路も明らかにすべきだ。それまで運転してはならないと訴えた。自治体への申し入れでは、滋賀県は「すべての原発を止めるよう関電に伝えた」、京都府は「今回は推定原因はダメ。異物を必ず見つけるよう関電に伝えた」と回答した。自治体へ「3 号も 4 号も異物を見つけるまで動かすな」と申し入れていこう。

▼関電は新申請書で、大山生竹火山灰 (DNP) 層厚をまたも過小評価したり (22cm)、非常用ディーゼル発電機のフィルタは無くてもよいと言わんばかりに開き直っていることの紹介や、「活火山でないので原発を止めなくてよい」との判断は、規制委の独断だったことを規制庁が認めたとの報告があった。

▼参加者から、4 月に予定していた「孤罌」著者の講演会は新型コロナ感染拡大防止のため延期し、収まってから改めて開催するとのお知らせがあった。参加を働きかけていた消防士の方から「出勤に備えるため、大勢の人が集まる場所には今は参加できない」と返事があったことも紹介された。関電マネー問題で、「起訴を求める！大阪地検前行動」(3 月 26 日午後 1 時から 30 分間) への参加等が呼びかけられた。

最後に、結審、判決に向け、次回 5 月 12 日、次々回 7 月 7 日の法廷への傍聴参加を呼びかけ、終了した。

2020 年 3 月 29 日 おおい原発止めよう裁判の会事務局